

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会

学校園における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

新型コロナウイルス感染症については、過去2年いずれも年末年始に感染が拡大しており、この秋・冬については、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されています。また、現在、新型コロナウイルスの新規感染者数は全国的に増加傾向にあります。学校における感染拡大を防止しつつ、学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障するため、引き続き、基本的な感染対策が重要となります。

つきましては、下記の通り学校園における感染症対策等についてお知らせしますので、ご家庭においても感染症対策にご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

1 健康観察の徹底と児童等に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後の副反応を含む）

毎朝、必ず体温計を使用してお子さまの体温を測定するなど、ご家庭での健康観察を徹底していただき、発熱（平温より高い場合）などの平常と異なる体調の場合は、必ず学校園への登校園は控え、医療機関等を受診していただくようお願いいたします。この場合、必ず、始業時までには学校園へご連絡ください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

ただし、医療機関により新型コロナウイルス感染症以外（風邪や感染性胃腸炎等）の診断がなされた場合は、診断日以降にお休みされた日は欠席となります。（健康観察カードは、毎日、登校園時に持参させてください。）なお、授業日にワクチンを接種する場合や、接種後に発熱等の副反応がある場合は出席停止扱いとし、欠席とはしません。

2 マスクの着用

登下校園時にはマスクの着用は必要ありません。小学校、中学校では十分な身体的距離（2m以上）が確保できる場合や気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合、体育の授業や屋外で会話をほとんど行わない教育活動ではマスクの着用を行いません。また、幼稚園では身体的距離にかかわらず、マスクの着用は求めません。なお、アレルギーなど健康上の理由でマスク着用が難しい場合は、学校にご相談ください。

3 児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後の副反応を含む）や学校園での感染が不安な場合

児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合は、児童等は学校園への登校園は控えていただき、自宅での健康観察をお願いします。この場合であっても欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。また、学校園での感染が不安で欠席させたい場合は、各学校園へご相談ください。

4 学校園で児童等に発熱等の風邪症状を確認した場合（ワクチン接種後の副反応を含む）

学校園で児童等に発熱等の風邪症状や体調異常を確認した場合は、原則としてきょうだいも含めて下校させます。その場合、学校園からご連絡しますので、児童等のお迎えをお願いします。

5 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が発生した場合の取扱い

以下の①か②に該当する場合は、お子さんが在籍する学校園へ連絡のうえ、保健所又は医療機関等から指定された期間は学校園をお休みください。この場合、お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

① 児童等又は同居する家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

② 児童等が濃厚接触者に特定された場合

※ 同居する家族が濃厚接触者に特定された場合でも、濃厚接触者ではない児童等の登校園は可能です。

幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校の児童生徒については、学校園から行動履歴等の聞き取りをさせていただきます。中学校の生徒については、生徒本人の発症日、感染（陽性）確認日、自宅療養期限を学校にお伝えください。

※ 夜間(18時以降)の場合は翌朝に、土・日曜日、祝日の場合は休み明けにお子さんが在籍する学校園へご連絡ください。

6 重篤化のリスクの高い児童等への対応について

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解をご確認いただき、学校園と相談してください。欠席される場合は、欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

7 学校園における教育活動

身体的距離が確保できない場合にマスクの着用を徹底するとともに、感染リスクが高いとされている活動は換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底して実施します。

給食喫食時等には児童等が向かい合って食べるものがなく、全員が同じ方向を向いて食べることも、大声での会話を控えるなどの対応を徹底します。

8 児童等及び教職員に感染を確認した場合の公表の基準

児童等及び教職員が感染した場合、原則として、感染者の在籍する学年及び人数を保護者へお知らせします。ただし、学校の規模や感染状況等から、感染者の学年を公表すると個人が特定される可能性が高いと学校園長が判断した場合は、学校園内の感染者数のみ公表することとします。

9 臨時休業の判断基準及び公表の基準

学校園の臨時休業については、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっている恐れのある範囲に応じて、学校園長と教育委員会が協議のうえ、学級や学年単位など、必要な範囲において臨時休業を実施します。ただし、同一の学級に複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その間で感染経路に関連のない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、臨時休業を行いません。

なお、臨時休業を実施する場合は、該当する学年、組を在籍する学校の保護者へ通知することとしています。

10 お問い合わせ先

宝塚市教育委員会 学事課 (0797-77-2366) 学校教育課 (0797-77-2028)